

戸籍・住民登録等

1. 人口・世帯数・戸籍数

年	人口			世帯数 (世帯)	住民基本台帳		外国人住民		戸籍	
	男 (人)	女 (人)	計 (人)		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	戸籍数 (戸籍)	人口 (人)
25	55,520	56,954	112,474	44,584	110,563	43,187	1,911	1,397	45,344	115,217
26	55,590	57,007	112,597	45,117	110,621	43,654	1,976	1,463	45,487	115,154
27	55,578	57,042	112,620	45,586	110,613	44,064	2,007	1,522	45,633	115,224

(〔住民基本台帳〕には外国人住民を含まない。各年とも3月31日現在)

〔外国人住民別人口〕

(単位：人)

年	ブラジル	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	米国	ペルー	朝鮮	その他	合計
25	406	582	337	212	112	77	29	26	130	1,911
26	442	536	367	208	141	70	35	25	152	1,976
27	412	542	384	209	170	61	34	24	171	2,007

(各年とも3月31日現在)

2. 各種証明書等交付

〔戸籍関係〕

年度	戸籍謄・抄本		除籍・原戸籍謄・抄本		戸籍・除籍記載事項証明		受理証明		届書記載事項証明		合計	
	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通
24	16,981	19,251	9,149	13,364	7	7	261	322	253	286	26,651	33,230
25	17,234	19,568	9,924	14,315	9	9	218	270	190	227	27,575	34,389
26	17,407	19,985	10,201	15,102	0	0	231	298	182	210	28,021	35,595

〔住民登録関係〕

年度	住民票		住民票記載事項証明		閲覧	戸籍附票		合計 (閲覧を除く)	
	件	通	件	通	件	件	通	件	通
24	40,501	47,936	5,184	5,345	6,729	4,582	5,428	50,267	58,709
25	49,538	58,602	5,361	5,524	8,652	5,063	5,848	63,518	69,974
26	43,342	51,954	5,078	5,215	3,578	5,147	6,339	57,563	63,508

〔行政証明関係〕

年度	印鑑証明		身分証明		外国人登録済証明		その他		合計	
	件	通	件	通	件	通	件	通	件	通
24	28,085	42,018	799	868	448	570	184	190	29,516	43,646
25	27,289	41,264	820	865	0	0	198	205	28,307	42,334
26	24,395	37,205	727	786	0	0	184	195	25,306	38,186

(〔その他〕には、不在住・不在籍証明等を含む。)

3. 印鑑登録

(単位：件)

年度	印鑑登録件数（再交付・引替交付を含む）
24	4,215
25	4,157
26	3,762

4. 届出数

[戸籍関係]

(単位：件)

年	出生	養子縁組 離縁	婚姻	離婚	死亡	入籍	転籍	その他	計
24	1,501	180	1,345	305	1,283	281	546	392	5,833
25	1,440	159	1,406	318	1,316	257	594	353	5,843
26	1,391	158	1,304	320	1,303	310	508	415	5,709

[住民登録関係]

(単位：件)

年度	転入	転居	転出	世帯変更	出生・死亡	その他	合計
24	3,347	2,220	3,284	879	2,087	8,074	19,891
25	3,330	2,298	3,553	1,134	2,049	7,210	19,574
26	3,393	2,212	4,192	1,096	1,942	7,867	20,702

(外国人も平成24年7月から住民登録されました)

[外国人登録関係]

(単位：件)

年	入国	転入	出生	転出	出国	国籍取得	死亡	転居	その他	計
24	184	156	5	112	242	3	1	143	792	1,638

(外国人も平成24年7月から住民登録されました)

5. その他

(単位：件)

年度	住居表示件数 (住居番号設定件数)	埋火葬（死産を含む）・改葬許可件数			自動車臨時運行 許可件数
		火葬	埋葬	改葬	
24	21	1,003	0	25	723
25	44	1,039	1	15	618
26	51	968	0	23	550

国民健康保険

1. 被保険者数

(平成26年度)

項 目	前 年 度 末	本 年 度 末	年 間 平 均
被 保 険 者 世 帯 数	14,852世帯	14,870世帯	14,943世帯
被 保 険 者 総 数	25,485人	25,264人	25,514人
一 般 被 保 険 者	24,136人	23,938人	24,098人
退 職 被 保 険 者	1,349人	1,326人	1,416人
介護2号被保険者数	8,589人	8,359人	8,569人
前期高齢者数 (65歳～74歳)	9,274人	9,591人	9,508人

2. 保険料率

(平成27年度)

料 率	区 分	所 得 割	均 等 割	平 等 割
	医療保険分	7.05%	29,400円	22,200円
	後期高齢者支援分	2.35%	9,000円	7,800円
	介護保険分	2.00%	8,400円	5,400円

3. 保険料の最高、最低および平均額

(平成26年度)

区 分	世 帯 最 高	世 帯 最 低	世 帯 平 均	1 人 平 均
医療保険分	年額 510,000円	年額 15,480円	年額 96,330円	年額 58,875円
後期高齢者支援分	年額 160,000円	年額 5,040円	年額 31,359円	年額 19,166円
介護保険分	年額 140,000円	年額 4,140円	年額 22,843円	年額 18,953円

4. 給付状況

	1件当たり医療費	1人当たり医療費	1件当たり高額療養費支給額
22年度	一般 19,694円 退職 20,376円	283,026円 335,964円	70,836円 110,216円
23年度	一般 19,468円 退職 19,177円	287,072円 326,712円	67,620円 103,384円
24年度	一般 19,971円 退職 18,907円	298,483円 328,889円	72,972円 100,876円
25年度	一般 19,830円 退職 20,742円	302,883円 359,674円	67,001円 94,731円
26年度	一般 19,657円 退職 21,256円	306,321円 384,547円	62,734円 117,345円

※1件当たり医療費とは、当該年度の医療費を診療件数で除したものの。

5. その他の保険給付

	出 産 育 児 一 時 金			葬 祭 費		
	給付額	件 数	金 額	給付額	件 数	金 額
22年度	420,000円	158件	66,025,325円	50,000円	124件	6,200,000円
23年度	420,000円	155件	64,483,840円	50,000円	146件	7,300,000円
24年度	420,000円	123件	51,598,429円	50,000円	128件	6,400,000円
25年度	420,000円	134件	55,932,227円	50,000円	153件	7,650,000円

26年度	420,000円	125件	52,045,984円	50,000円	143件	7,150,000円
------	----------	------	-------------	---------	------	------------

※ 出産育児一時金は、平成27年1月から390,000円が404,000円に引き上げられた。なお、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、掛金分を含めて支給しており、平成27年1月からこの掛金が30,000円から16,000円に見直されたため、合計金額は変わらず420,000円となっている。

※ 平成21年度から、分娩機関への直接支払制度が始まり、上限額に達しない場合は、後日申請により本人へ差額支給を行うことから、金額に端数が生じている。

6. その他

(平成26年度)

項 目	件 数	貸付総額	備 考
高額療養費貸付金	3件	230,000円	【限度額】 支給見込額の10分の9以内で1万円以上

高額療養費貸付制度

- 概要 彦根市国民健康保険の被保険者で、療養に要した費用が著しく高額になる為に支払いが困難な者に対し、資金を貸付けることにより、経済的負担を緩和し、その世帯の生活の安定を図ることを目的とする。

後期高齢者医療保険

1. 被保険者数

(平成26年度)

被保険者数	前年度末	本年度末
	12,379人	12,632人

2. 保険料率

(平成26年度、平成27年度)

均等割額	44,886円
所得割額	8.73%

※年間保険料上限額 570,000円

3. 給付状況

	1件当たり医療費	1人当たり医療費	1日当たり医療費
22年度	36,744円	638,395円	13,461円
23年度	36,861円	642,117円	13,771円
24年度	38,296円	673,704円	14,466円
25年度	37,281円	668,243円	14,537円
26年度	37,004円	669,492円	14,736円

※1件当たり医療費とは、当該年度の医療費を診療件数で除したもの。

4. その他の保険給付

葬祭費

	単 価	件 数	金 額
22年度	50,000円	661件	33,050,000円
23年度	50,000円	638件	31,900,000円
24年度	50,000円	763件	38,150,000円
25年度	50,000円	734件	36,700,000円
26年度	50,000円	720件	36,000,000円

国 民 年 金

1. 拠出年金

(1) 加入状況

(平成27年3月31日)

第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	合 計	備 考
13,745 人	139 人	9,701 人	23,585 人 (付加年金) 714 人	保険料法定免除 915 人 保険料申請免除 2,702 人 (全額 2,242 人、3/4 252 人、 半額 136 人、1/4 72 人) 若年者納付猶予 386 人 学生納付特例 1,771 人

(2) 受給要件

(平成26年度)

老 齢 福 祉 年 金	大正5年4月1日以前に生まれた人が、70歳(障害者の場合は65歳)になったとき等。	年 金 額 395,900 円
老 齢 年 金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、納付要件を満たした人が65歳になったとき等。	年 金 額 5 年年金 399,600 円 10 年年金 469,500 円
通 算 老 齢 年 金	大正15年4月1日以前に生まれた人で、保険料納付期間、免除期間が1年以上あり、厚生年金、共済組合等の加入期間と国民年金の保険料を納めた期間をあわせて25年以上ある人が65歳になったとき。	年 金 額 $\{(2,576 \text{ 円} \times \text{納付月数}) + (2,576 \times \text{免除月数} \times 1/3)\} \times 0.961$
障 害 年 金	障害認定日が昭和61年3月31日以前である人が、病気やけがで障害者となったとき。一定の保険料納付条件がある。	年 金 額 1 級障害 966,000 円 2 級障害 772,800 円
老 齢 基 礎 年 金	原則、保険料納付済期間および免除期間を合わせた期間が25年以上ある人が65歳になったとき。	年金額 772,800 円 [国民年金加入期間の全期間(通常は40年)を納めた場合]
障 害 基 礎 年 金	国民年金加入期間中に初診日がある病気やけがで障害者となったとき、加入期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないとき。	年 金 額 1 級障害 966,000 円 2 級障害 772,800 円
遺 族 基 礎 年 金	国民年金加入中の人、老齢基礎年金の受給資格のある人が亡くなったときに、その人に扶養されていた子のある妻(夫)、または子がいるとき。国民年金加入中に死亡した場合は、加入期間のうち保険料未納期間が1/3以上ないとき。	年 金 額 子のある妻(夫) 子1人 995,200 円 子2人 1,217,600 円 子のみ 子1人 772,800 円 子2人 995,200 円
寡 婦 年 金	夫が、老齢年金または老齢基礎年金を受けないで亡くなったとき、妻が60～65歳になるまでの間支給される。	年 金 額 夫が受けたであろう老齢基礎年金額の3/4

死 亡 一 時 金	3 年以上保険料を納めた人が、老齢基礎年金または障害基礎年金を受けずに亡くなったとき。	一時金の額	
		3 年以上 15 年未満	120,000 円
		15 年以上 20 年未満	145,000 円
		20 年以上 25 年未満	170,000 円
		25 年以上 30 年未満	220,000 円
		30 年以上 35 年未満	270,000 円
		35 年以上	320,000 円

(3) 支給状況

年 度 区 分	2 4		2 5		2 6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
老 齢 福 祉 年 金	4	805,800	3	398,800	3	399,700
老 齢 ・ 通 算 老 齢 年 金	2,130	775,110,300	1,870	680,552,400	1,664	595,078,900
障 害 年 金	64	54,661,200	61	51,989,100	57	48,106,800
母 子 ・ 準 母 子 年 金	0	0	0	0	0	0
寡 婦 年 金	22	10,129,800	22	9,988,500	18	7,961,800
老 齢 基 礎 年 金	21,766	15,058,371,900	22,854	15,851,643,900	23,866	16,358,836,800
障 害 基 礎 年 金	1,502	1,333,587,000	1,532	1,356,973,900	1,309	1,144,848,600
遺 族 基 礎 年 金	228	175,040,000	199	150,411,300	147	110,116,100
計	25,716	17,407,706,000	26,541	18,101,957,900	27,064	18,265,348,700

◎ 保 険 料

国民年金保険料	平成 2 6 年度	1 5, 2 5 0 円	※いずれも月額
	平成 2 7 年度	1 5, 5 9 0 円	
国民年金付加保険料		4 0 0 円	

※日本年金機構からの資料提供により作成

在日外国人老齢・障害福祉金支給制度

○ 概 要

1982 年（昭和 57 年）および 1986 年（昭和 61 年）の国民年金法の改正により、在日外国人の方も国民年金に加入できるようになりましたが、既に高齢であったため受給要件を満たせなかった方には、日本人に支給されていた無拠出の老齢・障害福祉年金等は支給されませんでした。このため、無年金者となっている在日外国人の高齢者・障害者の方に対して、国民年金法改正等により救済されるまでの間、彦根市独自の暫定措置として、福祉金を県の補助を受け支給するものです。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
☆支給対象 ・ 1926 年（大正 15 年）4 月 1 日以前に生まれた人。 ・ 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前から日本に居住し、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日現在滋賀県内に外国人登録をしている人。（帰化した人を含む） 上記いずれにも該当する人。 ☆支給金額 ・ 年額 264 千円 ☆支給状況（平成 26 年度） ・ 受 給 権 者 7 人 ・ 支給対象者 5 人 ・ 支 給 総 額 1,320,000 円	☆支給対象 ・ 1962 年（昭和 37 年）1 月 1 日以前に生まれた人。 ・ 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める 2 級以上の人。 ・ 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日前から日本に居住し、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日現在滋賀県内に外国人登録をしている人。（帰化した人を含む） 上記いずれにも該当する人。 ☆支給金額 ・ 年額 72 万円 ☆支給状況（平成 26 年度） ・ 受 給 権 者 0 人 ・ 支給対象者 0 人 ・ 支 給 総 額 0 円

医療費助成等

医療費の助成

(平成26年度)

制度別	種 別	対象者	助 成 費
		人	円
県補助	乳幼児福祉医療費助成事業	6,990	159,706,889
	重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業	844	130,131,033
	精神障害者精神科通院医療費助成事業	280	8,122,243
	老人福祉医療費助成事業	99	8,053,540
	母子家庭福祉医療費助成事業	2,571	81,930,147
	父子家庭福祉医療費助成事業	191	5,852,171
	ひとり暮らし寡婦福祉医療費助成事業	29	3,829,661
	ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成事業	15	623,389
	重度心身障害老人等福祉助成費助成事業	937	84,339,342
	精神障害老人精神科通院医療費助成事業	35	694,958
市単独	乳幼児福祉医療費助成事業	247	44,085,948
	心身障害者（児）福祉医療費助成事業	251	52,717,253
	老人福祉医療費助成事業	44	7,531,691
	重度心身障害老人等福祉助成費助成事業	387	35,371,013
	子ども医療費助成事業（入院 小中学生）	132	6,744,584
合 計		13,052	629,733,862

対象者数は平成27年3月末現在、助成費は平成26年度中の実績

市制度の乳幼児福祉医療費助成事業には、県制度の一部自己負担金の無料化分を含む。

児 童 手 当 の 支 払 状 況

(平成26年度)

(1) 児童手当

① 3歳未満

区 分	受給対象児童数（延べ）	支 払 額
	人	円
被 用 者	29,278	439,170,000
非 被 用 者	5,285	79,275,000
特 例 給 付	633	3,165,000
合 計	35,196	521,610,000

② 3歳以上～小学校修了前

区 分	受給対象児童数（延べ）	支 払 額
	人	円
被 用 者	89,919	950,930,000
非 被 用 者	19,822	212,915,000
特 例 給 付	4,677	23,385,000
合 計	114,418	1,187,230,000

③中学生

区 分	受給対象児童数（延べ）	支 払 額
	人	円
	36,801	368,010,000
特 例 給 付	2,691	13,455,000
合 計	39,492	381,465,000

④施設・里親

区 分	受給対象児童数（延べ）	支 払 額
	人	円
3 歳未満	0	0
3 歳以上～小学校修了前	55	550,000
中学生	187	1,870,000
合 計	242	2,420,000

人権施策の推進

「彦根市人権尊重都市宣言」の精神と「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨にのっとり、部落差別や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対するあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に努め、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、「彦根市人権施策基本方針」に基づき、総合的に人権施策を推進する。

1. 人権擁護・人権啓発の主要な取組

(1) 人権擁護活動に関すること

- ① 人権擁護委員の推薦および法務局等の人権擁護に係る関係機関との連絡調整や人権擁護推進員との合同研修会の開催、人権問題にかかる各種大会や研究会への参加
- ② 人権擁護委員による人権相談窓口の開設（毎月第1・第3水曜日 市役所1階市民相談室ほか）

(2) 人権尊重のまちづくりに関すること

「彦根市人権尊重都市宣言」の精神と「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加によって人権が尊重され、誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らすことのできるまちの実現を図るため、平成21年4月に策定した「彦根市人権施策基本方針」に基づき、総合的に人権施策を推進した。

(3) 市民啓発に関すること

- ① 人権市民のつどいの開催 … （参加者数 850人）

趣 旨	6月第2日曜日を「人権市民の日」と定め、人権意識の高揚と差別のない住みよいまちづくりをテーマに開催
開 催 日	平成26年（2014年）6月8日（日）
開催場所	ひこね市文化プラザ グランドホール
内 容	彦根市男女共同参画推進事業者表彰 はーとふるメッセージ2013 作文部門入賞作品発表 講演 「約束 ～戦場ジャーナリスト・橋田信介と見るイラク～」 講師 橋田 幸子 さん 人権パネル展示、多文化共生コーナー、男女共同参画コーナー、福祉の店
- ② 人権啓発物品の作成・配布
人権週間街頭啓発、人権市民のつどい、研修会等で配布

(4) 地域啓発に関すること

- ① 彦根市人権教育推進協議会活動
 - ・地域における人権啓発活動の促進に向けた交流研修会の開催
 - ・各小学校区単位に組織された学区人権教育推進協議会との連絡・調整
- ② 学区人権教育推進協議会および自治会の人権啓発活動の推進
 - ・市民学習会、人権教育推進員研修会、人権のまちづくり懇談会の開催支援
 - ・「人推協だより」の発行
 - ・同和問題啓発強調月間における学区内啓発活動の推進

- ③ 地域人権啓発リーダーの育成
- ・人権啓発リーダー養成講座（人権ワークショップ・ファシリテーター養成講座）の開催
平成26年7月24日～8月7日の期間に全4講座 受講者 29人
 - ・人権啓発指導者研究会の開催
年2回開催 第1回：平成26年8月27日 出席者 36人
第2回：平成27年2月23日 出席者 44人
- ④ ヒューマンアクターの活動
- ・各学区人権教育推進協議会に対し、人権教育推進員研修会、市民学習会等の開催支援
 - ・各自治会単位の人権のまちづくり懇談会開催等の推進と支援
 - ・定例会議の開催による情報交換と研修および連絡調整
- ⑤ 啓発資料の作成と教材の整備
- ・啓発冊子「ゆきどけ」の作成
 - ・「人権のまちづくり懇談会開催のてびき」の作成
 - ・人権作品「はーとふるメッセージ」（標語・作文・ポスター）の募集および啓発パネルの作成・貸出
 - ・人権啓発視聴覚教材の整備と活用
 - ・各種研修会への参加

（５）企業啓発に関すること

- ① 経営者（1回）・新入社員（1回）・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者（2回および視察研修1回）、次期「人権啓発担当者」養成（1回）等の人権問題研修を実施し、企業内における様々な人権課題への取組を促進
- ・平成26年度実績 研修会開催数 6回 参加企業（人数） 延べ133社・186人
- ② 7月の「なくそう就職差別 企業内公正採用選考・人権啓発推進月間」を中心に、「推進班」を編成、企業への啓発訪問を実施
- ・年間訪問、啓発リーフレットの配布
 - ・平成26年度実績 人権啓発担当者設置企業数 250社（対象企業数 253社）
啓発訪問企業数 219社
- ③ 企業内研修への教材貸出・講師派遣
- ・平成26年度実績 講師派遣回数 40回 教材貸出件数 45件
- ④ 滋賀人権啓発企業連絡会彦根ブロック、彦根愛知犬上職業対策連絡協議会等との連携を図り、企業内人権教育の推進・活動を支援

2. 彦根市地域総合センターの概要

（1）人権・福祉交流会館の概要

所在地	彦根市犬方町848番地1
設置年月日	昭和42年1月12日（昭和46年現在地に移転）
改築年月日	平成18年5月10日
規模・構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	3,718.4㎡
建物延床面積	932.4㎡〔1F 523.9㎡・2F 408.5㎡〕（教育集会所部分含む。）
愛称	WA っとねす春日（わっとねすかすが）

広野教育集会所

所在地 彦根市犬方町 848 番地 1

事業開始 昭和 50 年 4 月 1 日

(人権・福祉交流会館の一部として改築)

(2) 東山会館の概要

所在地 彦根市里根町 163-1

設置年月日 昭和 38 年 3 月 28 日 (昭和 53 年に全面改築)

規模・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

敷地面積 611.87 m²

建物延床面積 356.53 m² [1 F 256.53 m²・2 F 100.00 m²]

男女共同参画の推進

『性別にかかわらず 多様な生き方が認められ 一人ひとりが輝いて生きられるまち ひこね』をめざす将来像とし、『男女を問わず、一人ひとりが自立した人間として、個性や自主性が尊重され、誰もが社会の様々な場で対等に参画し、ともに支え合う男女共同参画社会を実現する。』を基本理念として、今も深く根ざした固定的な性別役割分業意識を解消し、男女を問わず責任と喜びを分かちあって、能力と個性が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める。

1. 平成 26 年度主要事業

(1) 男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」の推進

平成 23 年 3 月に策定した男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ」に基づき、市の施策を総合的に推進していくため、男女共同参画に係る事業の進捗状況の検証を行った。

(2) 男女共同参画社会づくり推進本部の運営

副市長を本部長、市民環境部長を副本部長とし、部長職の本部員と次長職の幹事、および幹事が所属する課員のワーキングメンバーで構成し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、当本部において調整を図った。

(3) さんかくミニ講座（出前講座）の開催

公募によって選任された男女共同参画地域推進員(7 人)が地域等へ出向き、日常生活に根強く残る女性に対する偏見や風習・習慣の見直しと、市民一人ひとりが個性や能力を発揮することができる男女共同参画社会づくりについて話し合う出前講座を開催した。

年間開催回数 20 回 参加者数 509 人

(4) 男女共同参画推進事業者の表彰

男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者（事業活動を行う個人、法人、非営利団体、自治会等各種団体など）を公募し、選考委員会の選考に基づき表彰事業者を決定し、表彰するとともにこれを広く市民に周知し、男女共同参画の推進を図った。

表彰件数 3 件

(5) 彦根市男女共同参画センター「ウィズ」の管理運営

男女共同参画を推進するための啓発および市民活動の拠点施設として、各種講座等の開催、情報の発信、資料の収集と提供、団体育成および団体間交流、相談業務、貸館業務を行った。施設の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を採用している。

年間センター利用人数 26,320人

① 講座等

「男女共同参画セミナー（全5回）」、「男の生き方セミナー（全5回）」、「男と女の生き方セミナー（全2回）」、「男の料理教室（全3回）」、「女性チャレンジ支援講座（全4回）」、「市民企画講座（全5回）」、「親子ロボット教室（全24回）」、「ウィズおやこ広場（全12回）」、「親子チャレンジ（全2回）」、「男女共同参画公開講座（全1回）」、「ウィズ法律講座（全1回）」、「ウィズ大学講座（全2回）」、「DV防止啓発講座（全3回）」、「ウィズ粋イキ（いきいき）講座（全2回）」、「多文化交流セミナー（全1回）」他

講座参加者 延べ2,137人

・ウィズフェスティバル2014

「一緒に輝こう！ウィズで再発見！」

参加者 780人

・男女共同参画フォーラム

「悩める家事男～私がやると迷惑ですか～」

参加者 200人

② 情報提供（図書、DVD等貸出し、情報誌発行など、男女共同参画に関する情報提供）

書籍・雑誌、DVD・ビデオの貸出し

書籍・雑誌 711冊 DVD・ビデオ 94本

男女共同参画社会づくり広報誌「かけはし」の発行

公募による編集委員（3人）が編集し、2月に全戸配布

③ 団体育成 登録団体数 31団体

④ 相談業務

「ウィズ相談室」・・・相談員が総合相談として電話と面談で対応

（毎週水～金の午後1時～4時） 258件

「こころの悩み相談」・・・臨床心理士が相談に対応（月1回） 26件

「法律相談」・・・弁護士が相談に対応（月1回） 16件

多文化共生社会の推進

外国人住民は市人口の約2%を占め、また、定住志向も高まっている。互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりを進める。

1. 平成26年度主要事業

(1) 国際交流員の招致

JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）により、国際交流員（1人）をブラジルから招致して、「多文化交流教室」や「多国籍料理教室」等を開催した。市民に外国の文化・歴史・

習慣等を紹介することで、国際理解を深め、地域レベルでの多文化共生社会への意識付けを推進した。

（２）国際理解の推進（湖東定住自立圏事業）

国際的な視野や感覚を持った人材を育成するとともに多文化共生社会の実現のため、聖泉大学 森 雄二郎氏へ事業委託を行い、小中学校を中心に出席講座を行った。

出席講座年間開催回数 ４８回

（３）多文化共生の促進

外国人住民も地域を構成する一員として、ともに暮らしやすいまちを目指し、通訳の配置や情報提供、また外国人児童・生徒への支援を行った。

① 市役所窓口への通訳配置

- ・ポルトガル語主任通訳 １名
- ・ポルトガル語通訳 １名
- ・英語通訳 １名

② 各種手続きや生活相談に関する電話相談

- ・英語 毎週水曜日 １０：００～１２：３０，１３：３０～１６：００
- ・ポルトガル語 毎週木曜日 １０：００～１２：３０，１３：３０～１６：００
- ・中国語 毎週金曜日 １０：００～１２：３０，１３：３０～１６：００

③ 情報提供

- ・彦根市生活ガイド発行（英語２９０部、ポルトガル語３１５部、中国語２０５部、やさしい日本語１０５部）
- ・外国語版「広報ひこね」発行 毎月１回
（英語３５０部・ポルトガル語３２０部・中国語２９０部）

④ 行政制度説明会（英語・ポルトガル語・中国語通訳配置） 参加者１１人

⑤ 子ども多文化クラブの開催

- ・長期休暇中の外国人児童・生徒の孤立を防ぐため、学校や学年を越えてネットワークづくりができる場として夏休み・冬休みに開催した。
開催日数７日（夏６日、冬１日） 参加者３８人（夏２１人、冬１７人）

⑥ 外国人住民対象防災講習会「避難所体験」

- ・外国人住民の防災意識の向上のため、防災講習や避難所の設営体験等を通して、災害に対する具体的な対処法についての情報提供を行った。 参加者６４人

国 際 交 流

１．姉妹都市・友好都市交流の推進

米国ミシガン州アナーバー市とは、昭和４４年（１９６９年）の姉妹都市提携以来、市民使節団や中学生使節団の相互派遣交流、職員の派遣などを中心に交流を行っている。また、中国湖南省湘潭市とは、平成３年（１９９１年）に友好都市関係を結び、市民使節団や中学生使節団の相互派遣、研修生の受入れなどを

通して友好交流を進めている。

2. 市民参加の国際交流の推進

市民会館にある「国際交流サロン」は、外国人住民と市民が気軽に交流できる場として、また、彦根市国際協会やボランティア団体の活動拠点、外国人住民の相談の場としても、広く活用されている。

さらに国際交流や多文化共生に係る情報発信に努め、市民の国際理解を推進し、多文化共生社会の実現を図っていく。

3. 平成26年度主要事業

(1) アナーバー市との交流（彦根市国際協会委託事業）

10月に、彦根市中学生北米研修派遣団（生徒14人、引率者2人）がアナーバー市を訪問し、ホームステイや姉妹校での授業参加や交歓を通して交流を深めた。

また、11月に、アナーバー市中高生代表団（生徒14人、引率者2人）を彦根市で受け入れ、学校訪問やホームステイを通じて交流を深めた。

(2) 湘潭市との交流（一部、彦根市国際協会委託事業）

8月に、湘潭市からの中学生の代表団を受け入れる予定だったが、湘潭市側の意向により中止となった。また、10月に、彦根市の代表団が湘潭市を訪問する予定だったが、湘潭市側の意向により中止となった。

(3) 国際交流施設の管理運営

国際交流サロンでは、姉妹都市・友好都市をはじめとする国際交流関係の情報提供を行うほか、外国人住民との交流の場・国際交流市民団体の活動拠点としての活用を図った。

生 活 環 境

1. 交通安全対策

(1) 交通災害共済加入状況

交通災害共済は、県民一人ひとりが掛金を出し合い、交通事故にあった人に見舞金を贈り救済する県下 19 市町で構成している共済制度です。

年 度	加 入 者 数	加 入 率	共 済 掛 金 額
22	20,631	18.3	10,315,500
23	19,432	17.3	9,716,000
24	18,655	16.5	9,327,500
25	17,652	15.6	8,826,000
26	16,610	14.6	8,305,000

(2) 交通災害見舞金支給状況

年 度	件 数	金 額	備 考
22	261	13,275,000	内死亡 3 件
23	212	13,305,000	内死亡 4 件
24	206	8,300,000	
25	221	9,600,000	
26	200	7,765,000	

2. 公 害 対 策

(1) 公害苦情受付件数 (平成 26 年度) (件)

区 分	件 数	処 理 状 況		
		解 決	指 導 中	調 査 中
振 動	1			1
水 質 汚 濁	25	22		3
騒 音	11	10		1
大 気 汚 染	1	1		
悪 臭	47	39		8
そ の 他	8	7		1
計	93	79		14

廃棄物の不法投棄やゴミの野焼き、隣近所の騒音など近隣公害といわれる苦情が増加しています。自分の生活と環境との関わりについて、今一度見直す必要があります。

(2) 公害・環境の現状（行政の取組み）

① 工場パトロール

工場、事業場へのパトロールの実施によって、公害防止施設の稼働状況の確認、処理施設の改善指導と管理状況の確認を行い、必要に応じて排水、騒音などの検査、測定も併せて実施しています。

② 公害苦情処理

市民の方々から寄せられる公害等に関する苦情を処理しています。当課で処理できないものは他の課へ、また必要に応じて県の各関係機関への連絡や共同で処理することもあります。

③ 公害防止および環境保全に関する協定

市内の大規模工場や新しく設置される工場に対して、法律や条例に基づく規制を補完しながら、地域の実情に即した公害の未然防止を図るために、彦根市環境基本条例第21条第1項の規定に基づき公害防止および環境保全に関する協定を結んでいます。市外にある工場で排水が市内に流入する工場についても、同様の趣旨から協定を結んでいます。既に協定を結んでいる工場については、内容の充実を図るため見直し作業も進めています。

④ 環境調査

- (1) 河川水質汚染：市内12河川（犬上川、芹川など）、15地点を定点としてPH、BOD、COD、大腸菌群数などの一般項目および有害物質などの項目について、河川水を分析しています。その他の中小河川や堀などについても、適宜水質検査を実施しています。
- (2) 土壌底質検査：市内の田畑などの土壌や有害物質使用工場下流の河川底質中の重金属類について、毎年1回実施しています。
- (3) 大気汚染調査：浮遊粒子状物質は、1個所で毎月1回実施しています。
- (4) 騒音・振動調査：市内を縦断する名神高速道路、国道8号線や市内主要道路などで、必要に応じて騒音・振動調査を実施しています。
また、一般環境の実態を把握するための調査も実施しています。
- (5) 環境保全意識の高揚：工場等の事業者や市民に対して、環境保全意識の高揚を図るために、情報の提供や広報掲載をしています。

3. 自然保護対策について

身近な自然に目を向け、自然と人間との関わりを理解してもらうため、毎年数回の自然観察会を実施し、彦根市内に残る身近な自然の保護・保全の啓発をしています。

4. 環境保全対策について

彦根市環境基本条例に基づき、彦根市環境基本計画および地域行動計画を策定し、本計画に基づき各主体の協力・協働の下、環境の保全と創出を進めています。

各家庭より排出される家庭排水の対策を総合的に進めるため、生活排水対策推進計画を策定し、環境保全指導員の養成を行っています。

5. 低炭素社会構築について

地球温暖化問題の深刻化に対応するため、本市は、平成20年7月7日「低炭素社会構築都市宣言」を行いました。

低炭素社会を実現するため、教育分野では小学校4年生から6年生を対象に「環境学習プログラム」を実施し、家庭での温室効果ガスの削減に取り組んで頂いています。

また、省エネルギーを促進するため、緑のカーテンの実施を呼び掛け、栽培のための講習会やコンテストを定住自立圏内4町と共同で実施しています。

緑のカーテン栽培講習会

	講習会開催数	延べ参加者数
平成23年度（彦根市単独）	1	53
平成24年度（定住自立圏事業）	3	77
平成25年度（定住自立圏事業）	3	78
平成26年度（定住自立圏事業）	4	68

緑のカーテンコンテスト

	応募数	家庭部門	民間部門	公共施設部門
平成23年度（彦根市単独）	40	24	4	12
平成24年度（定住自立圏事業）	45	22	8	15
平成25年度（定住自立圏事業）	44	20	7	17
平成26年度（定住自立圏事業）	38	17	6	15

※家庭部門…主に個人住宅を対象、店舗・事業所部門…主に商店など事業所を対象

公共施設部門…主にコミュニティセンターや教育施設を対象

※平成26年度からは事前エントリー方式をやめ、直接応募で実施。平成26年度からは、応募数。

6. 生活排水対策（合併浄化槽）について

生活排水対策のひとつとして、浄化槽の設置に関して、受付および審査を行いました。併せて、公共下水道の整備が遅れる区域において、浄化槽の設置を促進するため、補助を行いました。

補助内容

5人槽－33万円、7人槽－41.1万円、10人槽－51.9万円

年 度	受付件数	内補助件数
平成22年度	139	37
平成23年度	132	34
平成24年度	101	34

平成25年度	128	30
平成26年度	102	33

7. し尿収集事業について（平成26年度）

市内のくみ取り式便所のし尿収集を（一財）彦根市事業公社に委託し、公衆衛生・生活環境の保全に努めました。

区 分	くみ取り件数	くみ取り延べ人数 または量	し尿処理手数料 (現年調定額)	し尿処理手数料 (収納額)	し尿処理手数料 (収納率)
定 額 制	9,429 件	26,503 人	13,520,340 円	13,041,730 円	96.46%
従 量 制	6,109 件	4,684,471 リットル	49,337,370 円	47,586,870 円	96.45%
計	15,538 件	—	62,857,710 円	60,628,600 円	96.45%

8. 2R（リデュース：発生抑制、リサイクル：再資源化）の推進事業について

- (1) 自治会、子ども会など地域団体が行った紙類、繊維類の資源回収に対して奨励金を交付し、資源の再生利用の推進およびリサイクル意識の高揚を図りました。

年 度	延べ団体数	回収量（kg）	奨励金交付額（円）
平成22年度	811	3,235,175	6,470,350
平成23年度	791	3,051,426	6,102,852
平成24年度	772	2,852,455	5,704,910
平成25年度	806	2,752,964	5,505,928
平成26年度	773	2,595,141	5,190,282

- (2) 生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付し、自家処理を推進しました。

年 度	受付件数	補助金交付額（円）	補助率	補助限度額（円）
平成22年度	26	386,100	1/3	15,000
平成23年度	28	406,300	1/3	15,000
平成24年度	24	357,000	1/3	15,000
平成25年度	19	282,400	1/3	15,000
平成26年度	29	424,400	1/3	15,000

- (3) バイオ菌を活用した簡易生ごみ処理法を市民団体の協力で普及を図りました。

9. 消費生活相談

消費生活相談受付件数

消費生活相談は、市民の消費生活に関するトラブルなどに対応するため、専門の知識を持った消費生活相談員による窓口を開設し、問題の解決に当たっています。

年 度	受付件数	内苦情件数	内多重債務相談件数
平成21年度	265	222	29
平成22年度	315	273	44

平成23年度	500	480	43
平成24年度	536	514	30
平成25年度	640	600	37
平成26年度	574	544	32

10. 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況（平成26年度）

（単位：件）

	登 録 頭 数				死亡および抑留頭数		注 射 頭 数	
場所	各地区会場	生活環境課 (稲枝支所)	獣 医 師	計	死 亡	抑留数	集 合	個 別
件数	23	84	207	314	409	24	799	3,039

清 掃

1 ご み

一般廃棄物処理実施計画（ごみ）

平成 27 年 4 月 1 日

1 排出の見込み量 37,215 トン

(1) 資源	4,941 トン
ア 缶・金属類	253 トン
イ びん類	820 トン
ウ ペットボトル	370 トン
エ 容器包装プラスチック	1,622 トン
オ 廃食用油	35 トン
カ 使用済み乾電池	32 トン
キ 古紙・衣類	721 トン
ク 使用済み小型家電	85 トン
ケ 使用済み蛍光管	3 トン
コ 草・木	1,000 トン
(2) 燃やすごみ	29,933 トン
(3) 粗大ごみ	1,324 トン
(4) 埋立ごみ	1,017 トン

2 処理主体

種 類		処理区分	処 理 主 体		
			収集および運搬	処 分	
				中間処理	最終処分
資 源	缶・金属類	選別・圧縮	委託業者	彦根市	再資源化事業者
	びん類	色選別	委託業者	彦根市	再資源化事業者
	ペットボトル	圧縮・梱包	委託業者	彦根市	特定再商品化事業者
	容器包装プラスチック	圧縮・梱包	彦根市・委託業者	彦根市	特定再商品化事業者
	廃食用油	……	委託業者	再資源化事業者	
	使用済み乾電池	……	彦根市・委託業者	再資源化事業者	
	古紙・衣類	……	委託業者	再資源化事業者	
	使用済み蛍光管	再資源化	彦根市	再資源化事業者	
可 燃	燃やすごみ	焼 却	彦根市・委託業者 ・許可業者	彦根市	大阪湾広域臨海環境整備センター
	草・木	再資源化	彦根市・許可業者	再資源化事業者	
	生ごみ	再資源化	許可業者	再資源化事業者	
埋立ごみ		埋立て	彦根市・委託業者	……	彦根愛知犬上広域行政組合
粗 大	粗大ごみ	破 砕	彦根市・許可業者	彦根市	彦根愛知犬上広域行政組合 大阪湾広域臨海環境整備センター
		再資源化	彦根市・認定事業者	認定事業者	
特定家庭用機器		再資源化	彦根市・家電販売店	再資源化事業者	
指定再資源化製品		再資源化	郵便局	再資源化事業者	

市 民 環 境

※廃棄物の処理および清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可業者

(有)平和産業 (有)キタセイ 喜多嘉和(株) (有)光田産業 (株)コテラ (株)杉本商事 (株)石田産業 真木産業 愛知美掃社 (有)木下カンセー 安田産業(株) (株)美濃ラボ 中部メディカル(有) 近畿環境保全(株)

湖北総合開発(株) (有)伊藤金属 (株)エコプラン 内田商店 (有)マサル (株)成功産業 (有)北口産業 クリーンワーク(株) ビューティ・サポート(株) 清美 S A I G O (株)大栄工業 (有)伊藤商店 (株)木下カンセー (株)中澤商事 (株)スリーケー 丈工業 三重中央開発(株) (有)木村美装 中央環境サービス(株) 力興木材興行(株) (有)ビッグ管財 愛美装(株) オランジュ合同会社

※廃棄物の処理および清掃に関する法律第7条第4項の許可業者

湖北総合開発(株) (株)成功産業 (株)環境事業公社

3 収集および運搬計画

(1) 収集および運搬する廃棄物の量

種 類		収集および運搬主体		
		彦根市直営収集分	委託業者収集分	許可業者収集分
資 源	缶・金属類	－ トン	241 トン	－ トン
	びん類	－ トン	673 トン	－ トン
	ペットボトル	－ トン	356 トン	－ トン
	容器包装プラスチック	939 トン	681 トン	－ トン
	廃食用油	－ トン	35 トン	－ トン
	使用済み乾電池	20 トン	11 トン	－ トン
	古紙・衣類	－ トン	670 トン	－ トン
	使用済み小型家電	1 トン	－ トン	－ トン
	使用済み蛍光管	3 トン	－ トン	－ トン
可 燃	燃やすごみ	9,730 トン	6,370 トン	9,542 トン
	草・木	－ トン	－ トン	2,118 トン
	生ごみ	－ トン	－ トン	222 トン
粗大ごみ		75 トン	－ トン	3 トン
埋立ごみ		670 トン	347 トン	－ トン

(2) 収集区域の範囲

彦根市全域

(3) 収集方法等

① 定位置収集

② 資源

(ア) 缶・金属類	月2回(委託業者)	専用コンテナを使用
(イ) びん類	月2回(委託業者)	専用コンテナを使用
(ウ) ペットボトル	随 時(委託業者)	回収ボックスを使用
(エ) 容器包装プラスチック	週1回(市直営・委託業者)	指定袋を使用
(オ) 廃食用油	随 時(委託業者)	回収ボックスを使用
(カ) 使用済み乾電池	月1回(市直営・委託業者)	
(キ) 古紙・衣類	月1回または月2回(委託業者)	
(ク) 使用済み小型家電	随 時(市直営・戸別収集)	
(ケ) 使用済み蛍光管	随 時(市直営)	回収ボックスを使用

③ 燃やすごみ

④ 粗大ごみ

⑤ 埋立ごみ

⑥ 特定家庭用機器

⑦ 事業系一般廃棄物等

自ら処理できない場合は、②から⑤までの廃棄物の区分により、市の許可した業者にその処理を委託するか、または市長の指示に従い、その処理をしなければならない。

⑧ 事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物

事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物の処分をする場合は、市の許可した業者にその処

理を委託することができる。

(4) 収集および運搬する廃棄物の搬入先別の内訳量

種 類	搬 入 先	搬 入 量		
		市直営収集分	委託業者収集分	許可業者収集分
資 源	缶・金属類	彦根市清掃センター	－ トン	241 トン
	びん類	彦根市清掃センター	－ トン	673 トン
	ペットボトル	彦根市清掃センター	－ トン	356 トン
	容器包装プラスチック	彦根市清掃センター	939 トン	681 トン
	廃食用油	再資源化事業者	－ トン	35 トン
	使用済み乾電池	彦根市清掃センター	20 トン	11 トン
	古紙・衣類	再資源化事業者	－ トン	670 トン
	使用済み蛍光管	再資源化業者	3 トン	－ トン
可 燃	燃やすごみ	彦根市清掃センター	9,730 トン	6,370 トン
	草・木	再資源化事業者	－ トン	2,118 トン
	生ごみ	再資源化事業者	－ トン	222 トン
粗大ごみ		彦根市清掃センター	75 トン	－ トン
埋立ごみ		彦根愛知犬上広域行政組合	670 トン	347 トン

4 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	型 式	処 理 能 力
彦 根 市 ご み 焼 却 場	彦根市野瀬町 279 番地 1	機械化バッチ	1 日 90 トン
彦根市プラスチックごみ減容装置	彦根市開出今町 1330 番地	熱風溶融固化	5 時間 7.5 トン
彦根市プラスチック資源化施設	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮梱包	5 時間 4.9 トン
彦 根 市 粗 大 ご み 処 理 場	彦根市野瀬町 279 番地 1	圧縮 2 次せん断	5 時間 50 トン
彦根市缶選別圧縮装置	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮	1 日 4.9 トン
彦根市びん選別作業所	彦根市野瀬町 279 番地 1	手選別	－
彦根市ペットボトル圧縮梱包装置	彦根市野瀬町 279 番地 1	選別圧縮梱包	1 日 1 トン

(2) 搬入される廃棄物の搬入者別内訳量

搬 入 施 設	搬 入 者	搬 入 量
彦 根 市 ご み 焼 却 場	彦根市直営収集分	9,730 トン
	委託業者収集分	6,370 トン
	許可業者収集分	9,542 トン
	直接搬入分	1,457 トン
彦根市プラスチックごみ減容装置	彦根市直営収集分	－ トン
	委託業者収集分	－ トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	－ トン
彦根市プラスチック資源化施設	彦根市直営収集分	939 トン
	委託業者収集分	681 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	0 トン
彦 根 市 粗 大 ご み 処 理 場	彦根市直営収集分	75 トン
	許可業者収集分	3 トン
	直接搬入分	1,246 トン
彦根市 缶選別圧縮装置	委託業者収集分	241 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	12 トン

彦根市 びん選別作業所	委託業者収集分	673 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	147 トン
彦根市 ペットボトル圧縮梱包装置	委託業者収集分	356 トン
	許可業者収集分	－ トン
	直接搬入分	14 トン

(3) 残りかすの量および処分方法

残りかすの量	処分方法	処分地
5,054 トン	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター
96 トン	焼成	三重中央開発株式会社

5 排出抑制および再資源化の方法

- (1) ごみの減量化や資源化、再利用への啓発活動を推進する。
事業系一般廃棄物（生ごみ）の再生利用を図るため、再生利用施設の利用を促進する。
- (2) 自治会、婦人会、子ども会等各種団体による紙類、繊維類の資源回収に対し奨励金を交付し、リサイクル運動を推進する。
- (3) 生ごみ処理機の購入者に対して補助金を交付し、自家処理を推進する。
- (4) バイオ菌を活用した簡易生ごみ処理法を市民団体の協力で普及を図る。
- (5) ごみの分別により資源化（びん類、缶・金属類、ペットボトル、容器包装プラスチック、廃食用油、古紙・衣類、使用済み乾電池）を図る。
- (6) 粗大ごみは、処理施設において破碎後、金属部を回収し、資源化を図る。
- (7) 廃食用油は、バイオディーゼル燃料に加工後、ごみ収集車に使用して環境負荷への軽減を図る。
- (8) 草や剪定枝等の処分を委託し、ごみの減量およびリサイクルの推進を図る。
- (9) 焼却灰の一部について、処分を委託し、資源化を図る。
- (10) 家庭用の使用済み蛍光灯の拠点回収を実施し、リサイクルの推進を図る。

6 最終処分計画

埋立て

ア 彦根愛知犬上広域行政組合処分計画による。

イ 大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入

2 ごみ処理状況

(単位：t)

種類	年度	20	21	22	23	24	25	26
燃やせるごみ	直営・委託収集量	19,080	19,630	19,661	20,465	20,354	20,285	20,012
	許可業者搬入量 一般搬入量	13,478	12,487	12,247	12,829	13,353	14,255	14,167
	小計	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179
燃やせないごみ	直営・委託収集量	3,736	2,888	2,754	2,738	2,523	2,427	2,255
	許可業者搬入量 一般搬入量	1,532	1,304	1,357	1,583	1,206	1,792	1,228
	資源ごみ (びん・缶・ペット)	1,532	1,528	1,532	1,564	1,213	1,451	1,140
	小計	6,800	5,720	5,643	5,885	4,942	5,670	4,623

粗大 ごみ	直営収集量 許可業者搬入量 一 般 搬 入 量	1,632	1,634	1,563	2,073	2,117	2,537	1,396
使用済 乾電池	直営・委託収集量	27	27	26	27	27	29	28
合 計		41,017	39,498	39,140	41,279	40,793	42,775	40,226

※ 委託業者収集の古紙、廃食油は除いています。

※ 燃やせないごみにおける「許可業者搬入量」については、彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の改正に伴い、家庭から遺品整理等により一時的に多量に排出される一般廃棄物の収集運搬についても許可の事業範囲を拡大したことによるものです。なお、当該施行規則の施行は、平成 26 年 4 月 1 日であることから、平成 25 年度以前には、許可業者の搬入量は含まれていません。

3 し尿処理状況

(単位：k l)

	生 し 尿	浄化槽汚泥	総処理量	1 日平均
20 年 度	12,338	20,447	32,785	89.82
21 年 度	11,320	20,192	31,512	86.33
22 年 度	10,209	19,235	29,444	80.67
23 年 度	9,520	19,738	29,258	79.94
24 年 度	8,752	18,448	27,200	74.52
25 年 度	8,145	18,910	27,055	74.12
26 年 度	7,662	17,719	25,381	69.54

4 手 数 料

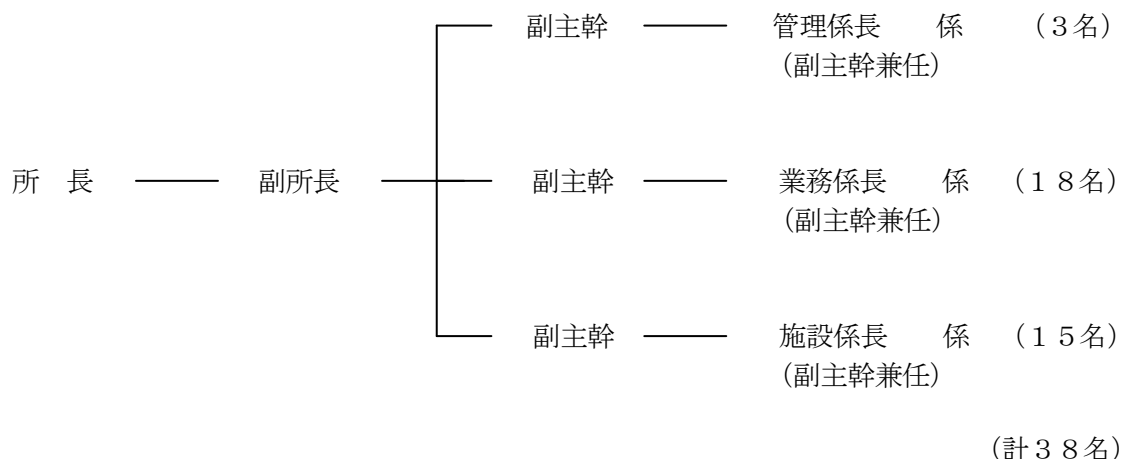
取 扱 区 分			
し	定額制によるもの	(1) 月 1 回の収集の場合	基本料 450 円に、世帯員 1 人につき 380 円の人頭料を加算した額。ただし、1 人世帯の場合は、人頭料を 190 円とする。
		(2) 月 2 回以上の収集を必要とする場合	1 回目は月 1 回の収集の場合と同様とし、2 回目からは 1 回ごとに基本料 450 円。
		(3) 2 箇月または 3 箇月に 1 回の収集の場合	基本料 450 円に、世帯員 1 人につき 380 円の人頭料（1 人世帯の場合は、190 円の人頭料）に当該月数を乗じた額を加算した額。
		(4) 上記に該当するもののうち特別に収集を必要とする場合	1 回につき基本料 450 円。
尿	従量制によるもの	(1) 不特定多数の人の出入りする事務所および定額制によりがたいもの。	基本料 450 円に、1 リットルにつき 9 円の割合で算定した額を加算した額。
		(2) 臨時に収集を必要とするもの。	基本料 850 円（平成 15 年 4 月 1 日 650 円より改定）に、1 リットルにつき 9 円の割合で算定した額を加算した額。

		取 扱 区 分		
事業活動に伴って生じた 一般廃棄物	燃やすごみを収集し、および運搬して処分する場合	1 袋につき 10 キログラムまでごとに 300 円		
	搬入された燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円		
	搬入された粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。以下この表において同じ。）を処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円		
許可業者が搬入する事業活動以外 から生じた多量の一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円		
	搬入された粗大ごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円		
	搬入された容器包装プラスチックを処分する場合	20 キログラムまでごとに 560 円		
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例（平成 12 年彦根愛知犬上広域行政組合条例第 32 号）による。		
事業活動以外から生じた 一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合（40 キログラムを超える場合に限る。）	40 キログラムを超える重量 20 キログラムまでごとに 220 円		
	搬入された粗大ごみ（電源コンセントにつながる家庭用電化製品のうち最も長い 1 辺の長さが 1 メートル未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）を除く。）を処分する場合	100 円。ただし、40 キログラムを超える場合は、当該 40 キログラムを超える重量 20 キログラムまでごとに 400 円を加算する。		
	搬入された容器包装プラスチックを処理する場合（20 キログラムを超える場合に限る。）	20 キログラムを超える重量 20 キログラムまでごとに 560 円		
	市長の指定する投棄場に搬入された埋立てごみを処分する場合	彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例による。		
	粗大ごみを収集し、および運搬して処分する場合	小物類を 45 リットル以下のビニール袋に収納した場合	1 袋につき	400 円
		一番長い一辺の長さが 0.5 メートル未満のもの	1 点につき	400 円
		一番長い一辺の長さが 0.5 メートル以上 1.0 メートル未満のもの	1 点につき	600 円
		一番長い一辺の長さが 1.0 メートル以上 1.5 メートル未満のもの	1 点につき	900 円

		一番長い一辺の長さが1.5メートル以上2.0メートル未満のもの	1点につき 1,200円
		一番長い一辺の長さが2.0メートル以上のもの	1点につき 1,500円
		電源コンセントにつなが家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1メートル未満のもの（市長が別に定めるものを除く。）	5点までごとに つき400円。ただし、 上記のいずれかの区分に該当する粗大ごみと併せて収集して処分する場合は、徴収しない。
		洗濯機および衣類乾燥機	1点につき 1,800円
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器	収集し、および運搬する場合	テレビ	1点につき 2,100円
		エアコンディショナー（屋外機を含む。）	1点につき 3,000円
		冷蔵庫および冷凍庫	1点につき 3,400円

清掃センター

1. 機 構



2. 衛生処理場

所在地 彦根市開出今町 1 3 3 0 番地

敷地 1 2, 4 6 7 m²

建築面積 1, 2 1 4. 1 9 5 m²

水槽面積 1, 6 8 4. 4 8 0 m²

施設概要

ア 処理方式 好気性消化・活性汚泥法処理方式 (循環式)

処理工程

- 前処理設備 細目ドラムスクリーン＋スクリュウプレス→挟雑物の焼却
- 主処理設備 無希釈消化槽＋活性汚泥槽＋沈でん槽
- 高度処理設備 脱りんおよび加圧浮上処理
オゾン接触式脱色処理
上向流式砂ろ過処理
- 資源化設備 多重円盤型直接脱水機 (造粒濃縮設備)
- 脱臭設備
 - 高濃度脱臭塔 薬液洗浄 (3 塔) ＋活性炭吸着
 - 低濃度脱臭塔 水洗脱臭
 - ばっ気槽排気 水洗脱臭

イ 処理能力 1 5 6 KL／日

放流水質

- B O D 1 0 mg／L 以下
- S S 5 mg／L 以下
- pH 6. 0 ～ 8. 5
- 色 度 2 0 度 以下
- 透視度 1 0 0 cm 以上
- 全窒素 1 0 mg／L 以下
- 全りん 1 mg／L 以下

竣工年月日 昭和 5 3 年 3 月 3 1 日 (総工費 1, 0 6 0, 0 0 0, 0 0 0 円)

平成 1 2 年 1 1 月 3 0 日 (汚泥再生処理センター整備改良事業

7 5 4, 0 1 6, 5 5 0 円)

施設のあらまし

放流水による琵琶湖富栄養化防止のための水質改良、臭気防止等の問題点に対処するため、処理場の改良計画を京都大学の岩井衛生工学研究室にお願いし、施設改善とあわせ脱臭、脱窒素、脱りん、脱色の総合三次処理施設を設置した。平成11・12年度において浄化槽汚泥対策と施設の老朽化対策により施設改良を実施した。

3. ごみ焼却場

所在地 彦根市野瀬町279番地1

敷地 14,440 m²

建築面積 1,699.078 m²

施設概要

- 焼却能力 90トン／8時間（30トン／8時間×3基）
- 焼却炉 機械化バッチ燃焼式焼却炉
- 給塵方式 ピット&クレーン方式
- 集塵方式 バグフィルター
- 塩化水素・ダイオキシン類除去方式
消石灰・活性炭噴霧装置

竣工年月日 昭和52年3月9日（排ガス高度処理施設改良事業 平成13年3月15日）

総工費 755,800,000円（焼却炉、敷地、事務所含む）
（排ガス高度処理施設改良事業 3,749,550,000円）

施設のあらまし

産業活動の多様化、生活水準の向上に伴い排出されるごみを処理するため、機械化バッチ燃焼式焼却炉3基を運転し、さらに塩化水素除去等公害防止に万全を期している。

パッカー車等の収集専用車による収集および持込みごみを含めて1日平均118トンのごみを焼却処理している。また、平成11・12年度において、ダイオキシン類の排出を削減するため、集塵方式を電気集塵装置からろ過式集塵装置に変更する等の改良工事を実施した。

4. 粗大ごみ処理場

所在地 彦根市野瀬町279番地1

建築面積 383 m²

施設概要

- 処理方式 圧縮二次剪断方式
- ア 破碎機（複合切断形）
一次破碎圧力 200トン 二次破碎圧力 100トン
- イ 選別装置
鉄分（磁選機） アルミ（アルミ選別機） 可燃物、不燃物
- ウ 集塵機
テトラサイクロン式

- 処理能力 50トン／5時間

竣工年月日 昭和54年9月14日

総工費 289,052,000円

5. プラスチックごみ減容装置

所在地 彦根市開出今町1330番地

建築面積 440.31 m²

施設概要

○処理方式 熱風溶融化方式
○処理能力 7.5トン／5時間
竣工年月日 昭和63年3月25日
総工費 115,350,000円

6. 缶選別圧縮装置

所在地 彦根市野瀬町279番地1
建築面積 64.68㎡
施設概要
○磁選機 1台
○アルミ選別機 1台
○圧縮装置 2台
○処理能力 4.9トン／5時間
竣工年月日 平成9年9月30日
総工費 39,060,000円

7. ペットボトル圧縮梱包機

所在地 彦根市野瀬町279番地1
建築面積 80.5㎡
処理能力 1トン／5時間
竣工年月日 平成13年7月31日
総工費 27,625,710円